

仕様書等の一部訂正について

令和7年6月6日付けで公告しました「咲別林道ほか維持修繕工事（電子入札対象案件）」について、下記のとおり訂正します。

令和7年6月10日

分任支出負担行為担当官
空知森林管理署長 武田 祐介

記

【訂正箇所及び内容】

別紙のとおり

入 札 説 明 書

(難工事施工実績評価方式)

空知森林管理署の令和7年度咲別林道ほか維持修繕工事に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

1. 公告日：令和7年6月6日

2. 分任支出負担行為担当官

空知森林管理署長 武田 祐介

岩見沢市3条東17丁目34番地

3. 工事概要等

本工事を難工事に指定する。

本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。

本工事は、現場閉所による週休2日の試行工事(発注者指定方式)である。詳細については、特記仕様書によるものとする。

(1) 工 事 名 咲別林道ほか維持修繕工事

(2) 工事場所 芦別市ほか

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工 期 契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで

(5) 使用する主要な資機材 該当なし

(6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間60分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるものとする。

なお、この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。

(8) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

(9) その他

① 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)等の提出、入札等は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：空知森林管理署 総務グループ(経理担当)

岩見沢市3条東17丁目34番地

電話：050-3160-5715

・受付時間：9時00分から17時00分までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行

政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

- ② 電子入札システムで使用できるＩＣカードは、一般競争(指名競争)参加資格審査申請を行い承認された競争参加有資格者名で取得したＩＣカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 7・8 年度の北海道森林管理局における土木一式工事に係る B 等級、C 等級又は D 等級の一般競争参加資格の認定を受けている者、または北海道森林管理局の建設工事の（とび・土工・コンクリート工事）に登録されている者（会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成 21 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 15 年間に、元請けとして、以下に示す契約金額 500 万円（消費税込み）以上（路体強化工は契約金額に制限なし。）の同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が 20% 以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。

なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事で平成 17 年 4 月 1 日以降に完成したものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものは、実績として認められない。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いものについて評価する。

同種工事：森林土木工事（治山事業における溪間工事・山腹工事、林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道もしくは作業道の新設、維持修繕工事、林道事業における新設、改良、災害復旧工事、特殊修繕、維持修繕工事）

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第 26 条第 3 項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第 26 条第 2 項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

なお、監理技術者にあっては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、次に掲げる④を除く基準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、2

現場を限度として兼務できることとする。

- ① 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
- ア 1級建設機械施工技士又は2級建設機械施工技士の資格を有する者
 - イ 技術士の資格を有する者（技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者に限る。）
 - ウ ア又はイと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - エ ア～ウに該当しない者であっても、主任（監理）技術者の下で行った「工程管理」、「出来形管理」、「品質管理」及び「安全管理」のうち、いずれか2以上の職務の実績がある場合については、本工事に限り、「これと同等以上の資格を有する者」としてみなすものとする。実績を証明する書類として、施工体制図等を競争参加資格確認資料に添付すること。
- ② 1人以上の者が(4)に掲げる工事の経験を有する者であること（経常建設共同企業体が施工した(4)に掲げる工事を経験した者にあつては、出資比率が20%以上である構成員に所属する者に限り、当該経験を当該者の経験として認める。）。
- ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者以上の主任（監理）技術者が①の基準及び(4)の条件を満たしていればよい。この場合における評価については、専任の主任（監理）技術者となる者について行う。
- ③ 当該工事を受注した場合において、主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に3ヶ月以上あること。
- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。
- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
 - ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者であつて、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者
- (6) 申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「工事請負指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 北海道森林管理局管内の森林管理（支）署長が発注した同種工事のうち、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 3.に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。

(案)

工事請負契約書

- 1 工 事 名 咲別林道ほか維持修繕工事
2 工 事 場 所 北海道芦別市ほか
3 工 期 令和 年 月 日から
令和 7年10月31日まで
4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
5 契約保証金額 円
6 前 金 払 請負代金額の10分の4以内
7 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 〕建設工事紛争審査会
8 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除の区分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	〔 〕主任技術者 〔 〕監理技術者	第10条第1項第2号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第5項
×	部分払 回以内	第38条
×	部分払の対象となる工場製品	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

[注] 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙1を添付する。

- 9 建設発生土の搬出先等
該当なし
10 解体工事に要する費用等
該当なし
11 特 約 事 項
該当なし

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページ上に掲載している国有林野事業工事請負契約約款（令和5年4月6日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 （住所）岩見沢市3条東17丁目34番地
分任支出負担行為担当官
（氏名）空知森林管理署長 武田 祐介 印

受注者 （住所）

（氏名） 印

〔注〕受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

13. 余裕期間の設定について	該当なし				
14. 排出ガス対策型建設機械の使用について	①本工事積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値について「森林整備保全事業標準歩掛」及び「北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領(林道事業)」のとおりであるが、排出ガス対策型(第1次基準値)規格の建設機械について契約後借上げ等が困難な場合は、監督職員と協議により第2次基準値に設計変更出来るものとする。				
15. 女性技術者、女性技能者の現場環境づくりに係る経費について					
16. その他特記事項					
17. 積算に用いた設計条件		⑦ 工種区分	道路維持工事	⑯ 労務単価	令和7年3月
① 通勤拠点から現場までの距離		⑧ 施工地域補正	該当無し	⑰ 施工パッケージ標準単価の基準年月	令和5年4月
② 路盤材の設計単価	該当無し	⑨ 一般管理費等(前払金支出割合による補正)	補正無し	⑱ 刊行物単価(四半期)の採用月	令和7年6月
③ かご類詰石の設計単価	該当無し	⑩ 一般管理費等(契約保証に係る補正)	金銭的保証	⑲ 刊行物単価(四半期)以外の刊行物単価の採用月	令和7年7月
④ 生コンクリートの設計単価	該当無し	⑪ 冬期補正(労務費)	補正無し	⑳ 共通仮設費(率対象外経費)	対象無し
生コンクリートの設計単価の採用月	該当無し	⑫ 時間的制約を受ける工事の補正(労務費)	補正無し	㉑ 現場管理費(率対象外経費)	対象無し
⑤ 支障木の伐倒処理費	該当無し	⑬ 施工時期補正(冬期補正)	補正無し	㉒ 一般管理費(率対象外経費)	対象無し
⑥ 工期の設定	116日	⑭ 現場環境改善費	対象無し	㉓ ICT活用工事(共通仮設費・現場管理費)	補正無し
うち冬期日数	0日	⑮ 週休2日に係る補正	【(現場閉所)発注者指定方式】 4週8休以上の補正係数		

側溝整備
砂・砂質土

代価表

(1号代価表)

1 m 当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
側溝整備 砂・砂質土 バックホウ0.45m ³ 級（ホイール型）、排出ガス対	m				2号代価表 4頁	[4844]
計						
1 m 当り						

代価表

バックホウ運転経費（ホイル型）
山積0.45m3(平積0.35m3)「排出ガス対策型（第1次基準値）」

(3号代価表)

1時間当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(特殊)(屋外補正対象外)	人					[R7.3]
軽油 パトロール給油	L					[CZ003000]
【R5】バックホウ[排出ガス対策型(第1次基準値)] ホイル型・山積0.45m3(平積0.35m3)	時間					[R5建設機械等損料表]
計						
1時間当り						

代価表

モータグレーダ 運転経費
ブレード幅3.7m 「排出ガス対策型（第1次基準値）」

(6号代価表)

1 時間 当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
運転手(特殊)(屋外補正対象外)	人					[R7.3]
普通作業員	人					[R7.3]
軽油 パトロール給油	L					[CZ003000]
モータグレーダ [排出ガス対策型(第1次基準値)] 土工用・ブレード幅3.7m	時間					[R6建設機械等損料表] [0701-012-370-001]
計						
1 時間 当り						

草刈車運転経費
車載式

代価表

(14号代価表)

1時間当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
普通作業員	人					[R7.3]
運転手(一般)(屋外補正対象外)	人					[R7.3]
軽油 パトロール給油	L					[CZ003000]
草刈車損料 車載式	時間					[R06北海道補正版] [2936][参考6244-109-004-00]
計						
1時間当り						

入 札 説 明 書

(難工事施工実績評価方式)

空知森林管理署の令和7年度咲別林道ほか維持修繕工事に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

1. 公告日：令和7年6月10日

2. 分任支出負担行為担当官

空知森林管理署長 武田 祐介
岩見沢市3条東17丁目34番地

3. 工事概要等

本工事を難工事に指定する。

本工事は、現場閉所による週休2日の試行工事(発注者指定方式)である。詳細については、特記仕様書によるものとする。

- (1) 工 事 名 咲別林道ほか維持修繕工事
- (2) 工事場所 芦別市ほか
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで
- (5) 使用する主要な資機材 該当なし
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間60分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるものとする。
なお、この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。
- (8) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について
受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。
- (9) その他
 - ① 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)等の提出、入札等は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。
 - ・受付窓口：空知森林管理署 総務グループ(経理担当)
岩見沢市3条東17丁目34番地
電話：050-3160-5715
 - ・受付時間：9時00分から17時00分までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行

政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

- ② 電子入札システムで使用できる IC カードは、一般競争(指名競争)参加資格審査申請を行い承認された競争参加有資格者名で取得した IC カードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 7・8 年度の北海道森林管理局における土木一式工事に係る B 等級、C 等級又は D 等級の一般競争参加資格の認定を受けている者、または北海道森林管理局の建設工事の（とび・土工・コンクリート工事）に登録されている者（会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年間に、元請けとして、以下に示す契約金額 500 万円（消費税込み）以上（路体強化工は契約金額に制限なし。）の同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が 20% 以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。

なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事で平成 17 年 4 月 1 日以降に完成したものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものは、実績として認められない。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いものについて評価する。

同種工事：森林土木工事（治山事業における溪間工事・山腹工事、林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道もしくは作業道の新設、維持修繕工事、林道事業における新設、改良、災害復旧工事、特殊修繕、維持修繕工事）

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第 26 条第 3 項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第 26 条第 2 項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

なお、監理技術者にあっては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、次に掲げる④を除く基準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、2

現場を限度として兼務できることとする。

- ① 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
- ア 1級建設機械施工技士又は2級建設機械施工技士の資格を有する者
 - イ 技術士の資格を有する者（技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者に限る。）
 - ウ ア又はイと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - エ ア～ウに該当しない者であっても、主任（監理）技術者の下で行った「工程管理」、「出来形管理」、「品質管理」及び「安全管理」のうち、いずれか2以上の職務の実績がある場合については、本工事に限り、「これと同等以上の資格を有する者」としてみなすものとする。実績を証明する書類として、施工体制図等を競争参加資格確認資料に添付すること。
- ② 1人以上の者が(4)に掲げる工事の経験を有する者であること（経常建設共同企業体が施工した(4)に掲げる工事を経験した者にあつては、出資比率が20%以上である構成員に所属する者に限り、当該経験を当該者の経験として認める。）。
- ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者以上の主任（監理）技術者が①の基準及び(4)の条件を満たしていればよい。この場合における評価については、専任の主任（監理）技術者となる者について行う。
- ③ 当該工事を受注した場合において、主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に3ヶ月以上あること。
- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。
- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
 - ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者であつて、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者
- (6) 申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「工事請負指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 北海道森林管理局管内の森林管理（支）署長が発注した同種工事のうち、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 3. に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。

(案)

工事請負契約書

- 1 工 事 名 咲別林道ほか維持修繕工事
2 工 事 場 所 北海道芦別市ほか
3 工 期 **契約締結日の翌日**から
令和 7年10月31日まで
4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
5 契約保証金額 **請負代金額の10分の1以上**
6 前 金 払 請負代金額の10分の4以内
7 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 〕建設工事紛争審査会
8 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除の区分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	〔 〕主任技術者 〔 〕監理技術者	第10条第1項第2号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第5項
×	部分払 回以内	第38条
×	部分払の対象となる工場製品	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

- 9 建設発生土の搬出先等
該当なし

- 10 解体工事に要する費用等
該当なし

- 11 特 約 事 項
該当なし

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページ上に掲載している国有林野事業工事請負契約約款（**本工事の公告び現在**）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 （住所）岩見沢市3条東17丁目34番地
分任支出負担行為担当官
（氏名）空知森林管理署長 武田 祐介 印

受注者 （住所）

（氏名） 印

〔注〕受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

13. 余裕期間の設定について	該当なし				
14. 排出ガス対策型建設機械の使用について	①本工事積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値について「森林整備保全事業標準歩掛」及び「北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領(林道事業)」のとおりであるが、排出ガス対策型(第1次基準値)規格の建設機械について契約後借上げ等が困難な場合は、監督職員と協議により第2次基準値に設計変更出来るものとする。				
15. 女性技術者、女性技能者の現場環境づくりに係る経費について					
16. その他特記事項					
17. 積算に用いた設計条件		⑦ 工種区分	道路維持工事	⑯ 労務単価	令和7年3月
① 通勤拠点から現場までの距離		⑧ 施工地域補正	該当無し	⑰ 施工パッケージ標準単価の基準年月	該当なし
② 路盤材の設計単価	該当無し	⑨ 一般管理費等(前払金支出割合による補正)	補正無し	⑱ 刊行物単価(四半期)の採用月	令和7年2月
③ かご類詰石の設計単価	該当無し	⑩ 一般管理費等(契約保証に係る補正)	金銭的保証	⑲ 刊行物単価(四半期)以外の刊行物単価の採用月	令和7年6月
④ 生コンクリートの設計単価	該当無し	⑪ 冬期補正(労務費)	補正無し	⑳ 共通仮設費(率対象外経費)	対象無し
生コンクリートの設計単価の採用月	該当無し	⑫ 時間的制約を受ける工事の補正(労務費)	補正無し	㉑ 現場管理費(率対象外経費)	対象無し
⑤ 支障木の伐倒処理費	該当無し	⑬ 施工時期補正(冬期補正)	補正無し	㉒ 一般管理費(率対象外経費)	対象無し
⑥ 工期の設定	116日	⑭ 現場環境改善費	対象無し	㉓ ICT活用工事(共通仮設費・現場管理費)	補正無し
うち冬期日数	0日	⑮ 週休2日に係る補正	【(現場閉所)発注者指定方式】 4週8休以上の補正係数		

代価表

1号代価表

1 m 当り

側溝整備
砂・砂質土

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
側溝整備 砂・砂質土 バックホウ0.45m3級（ホイール型）、排出ガス	m	1			2号代価表 4頁	[4844]
計						
1 m 当り						

代価表

3号代価表

1 km当り

路面整正（3回掛）

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
路面整正（3回掛） モーターグレーダ3.7m級、排出ガス対策型（第	km	1			4号代価表 7頁	[011-02] [4838]
計						
1 km 当り						

代価表

6号代価表

1 時間 当り

モータクレーン 運転経費
ブレード幅3.7m 「排出ガス対策型（第1次基準値）」

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(特殊)(屋外補正対象外)	人	0.190				[R7.3]
普通作業員	人	0.190				[R7.3]
軽油 パトロール給油	L	12				[CZ003000]
モータクレーン「排出ガス対策型(第1次基準値)」 土工用・ブレード幅3.7m	時間	1				[R6建設機械等損料表] [0701-012-370-001]
計						
1 時間 当り						

代価表

9号代価表

1 km当り

除草（普通）
車載式

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
普通作業員	人	0.050				[R7.3]
草刈車運転経費 車載式	時間	0.290			14号代価表 11頁	[4100][普通作業員=1÷8=
計						
1 km 当り						

代価表

14号代価表

1 時間当り

草刈車運転経費
車載式

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
普通作業員	人	0 130				[R7.3]
運転手(一般)(屋外補正対象外)	人	0 160				[R7.3]
軽油 ハトール給油	L	3 400				[CZ003000]
草刈車損料 車載式	時間	1				[R06北海道補正版] [2936][参考6244-109-004-0]
計						
1 時間 当り						